

静岡市建設工事入札参加者取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(総合点)

第2条 建設工事の請負契約及び建設業関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格を定めた告示（平成17年静岡市告示第43号。以下「資格告示」という。）第1の2（6）に規定する客観的事項の数値及び主観的事項の数値は、次条及び第4条の規定により算出するものとする。

(客観的事項の数値)

第3条 前条に規定する客観的事項の数値は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23第2項の規定により、審査され、及び評定された数値とする。

(主観的事項の数値)

第4条 第2条に規定する主観的事項の数値は、次の各号に掲げる項目ごとに当該各号に定めるところにより算出した数値の合計値とする。

- (1) 過去の工事成績 定期認定による認定を受けようとする年の前年及び前々年における市（上下水道局を含む。）発注の完成検査に合格済の建設工事のうち当該認定を受けようとする工種に係るものについて、当該認定を受けようとする者が受けた評定点を平均した数値（端数を生じたときは、切り上げる。以下「申請者の平均点」という。）及び全ての受注者が受けた評定点を平均した数値（端数を生じたときは、切り捨てる。以下「全体の平均点」という。）を用いて次により算出した数値（対象工種にのみ適用する。）。ただし、資格告示第1の4の規定による建設工事共同企業体による施工の場合、静岡市内に法上の主たる営業所を有する者以外が完成させた場合、定期認定の日の前日において静岡市建設工事請負契約等における入札及び契約の過程並びに工事成績の評定並びに入札参加停止等の措置に関する苦情処理要綱（平成15年7月1日施行）第5条による苦情の申立及び同要綱第9条による再苦情の申立の期間中である当該工事の成績については除外する。

ア 工種別の平均点が全体の平均点以上の場合（申請者の平均点－（全体の工種別の平均点－1））×10点（50点を超える場合にあつては、50点）

イ 工種別の平均点が全体の平均点未満の場合（申請者の平均点－（全体の工種別の平均点－1））×5点（マイナス25点を超える場合にあつては、マイナス25点）

- ウ 完成検査に合格した建設工事が無い場合 0点
- (2) 表彰の履歴 前回の定期認定の日から今回の定期認定による認定の日までの間に、その施工した工事が静岡市優良建設工事等表彰要綱（平成20年7月1日施行）第3条に基づく表彰の対象となった場合（対象工種に係る表彰に限る。） 工事1件につき10点（4件を超える場合にあつては、40点）
- (3) 災害時における応急対策活動に関する協力協定の締結状況 静岡市と災害時における応急対策活動に関する協力協定を締結している場合 20点
- (4) 障害者の雇用状況 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に定める法定雇用率以上の障害者雇用がある場合 20点
- (5) ISO及びエコアクション21の取得状況
- ア ISO9001を取得している場合 10点
- イ ISO14001又はエコアクション21を取得している場合 10点
- (6) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出状況
- ア 次世代法第12条第1項若しくは第4項に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出をしている場合 10点
- イ 女性活躍推進法第8条第1項若しくは第7項に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出をしている場合 10点
- (7) 暴力団等排除の取組状況 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づき「不当要求防止責任者の選任届を静岡県暴力追放運動推進センターへ提出し、入札参加申請の基準日前3年間に不当要求防止責任者講習を受講した場合 10点
- (8) 再犯防止の取組状況 静岡保護観察所に協力雇用主として登録されている場合 10点（格付）

第5条 資格告示第1の2（7）の規定に基づく入札参加者の格付を行う場合における評価数値の範囲等は、静岡市建設業者等選定委員会の審議を経て、市長が別に定める。

（格付の降級）

第6条 市長は、請負契約の履行について不誠実な行為があった者、資格審査申請書その他の提出書類に虚偽の事項を記載した者その他市長が不相当と認めた入札参加者について、資格告示第1の2（7）、3（2）及び4（2）の規定により格付された等級を降級することがで

きる。

(合併した企業の特例)

第7条 静岡市内に本社、本店等の法上の主たる営業所を有する入札参加者が合併により新たに設立された者又は合併により存続した者である場合(当該合併に係る者の全てが法第3条の許可を有する者である場合に限る。)において、その者に係る資格告示第1の2(2)及び(3)による認定の日において当該合併から5年を経過しないものであるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数値を第2条に規定する総合点に加算する。

- (1) 合併後3年以下の場合 30点
- (2) 合併後3年を超え5年以下の場合 15点

(事業協同組合の取扱い)

第8条 入札参加者が資格告示第1の3に規定する事業協同組合である場合における第4条の規定は、静岡市内に法上の主たる営業所を有する者に適用する。

(事業協同組合に関する特例計算)

第9条 入札参加者が資格告示第1の3に規定する事業協同組合である場合において、当該組合から申出があるときは、市長は、当該組合に係る資格告示第1の3(2)の規定による認定を行うに当たって、当該組合に係る経営事項審査の総合評定値の数値の算定につき、この条に定めるところによる特例計算の方式を用いることができる。

2 前項に規定する特例計算は、同項の事業協同組合が、次に掲げる要件の全てに該当する組合員のうちから当該認定に係る工種ごとに5以内の数を限って指定した者(以下「審査対象者」という。)について、次項に定めるところによって行うものとする。

- (1) 当該組合の理事又は当該組合の理事が役員になっている法人であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 当該認定に係る工種について、法第3条の許可を受けている者であること。

3 第1項に規定する客観的事項の数値に係る特例計算は、同項の事業協同組合に係る第3条の総合評定値の評定に代え、当該組合及び審査対象者に係る同条の客観的事項の審査内容を用いて、次に掲げるところにより評定するものとする。

- (1) 年間平均完成工事高は、当該組合及び審査対象者に係る年間平均完成工事高の和の評点とすること。
- (2) 自己資本額及び建設業に従事する職員の数、当該組合及び審査対象者に係る自己資本額及び建設業に従事する職員の数それぞれの和の評点とすること。

- (3) 経営状況の評点は、当該組合及び審査対象者に係る経営状況の評点の平均値とすること。
- (4) 技術職員の数は、当該組合及び審査対象者に係る技術職員の数の和の評点とすること。
- (5) その他の審査項目の評点は、当該組合及び審査対象者に係るその他の審査項目の評点の平均値とすること。

(経常建設工事共同企業体の取扱い)

第10条 市長は、経常建設工事共同企業体に係る資格告示第1の4(2)の規定による認定を行うに当たり、当該共同企業体に係る客観的事項の数値の評定を次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 年間平均完成工事高は、各構成員の年間平均完成工事高の和の評点とすること。
- (2) 自己資本額及び建設業に従事する職員の数は、各構成員に係る自己資本額及び建設業に従事する職員の数のそれぞれの和の評点とすること。
- (3) 経営状況の評点は、各構成員の経営状況の評点の平均値とすること。
- (4) 技術職員の数は、各構成員の技術職員の数の和の評点とすること。
- (5) その他の審査項目の評点は、各構成員のその他の審査項目の評点の平均値とすること。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、入札参加者の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年3月1日から施行する。
(静岡市建設工事入札参加者取扱要綱の廃止)
- 2 静岡市建設工事入札参加者取扱要綱(平成16年4月1日施行)は、廃止する。
(主観的事項の数値に関する特例)
- 3 平成17年の定期認定において、主観的事項の数値を算出するための過去の工事成績は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成15年1月から同年3月までの工事成績は、加算しない。

附 則

この要綱は、平成20年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年1月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成29年3月31日までを有効期間とする競争入札参加資格の認定については、第4条第1項第6号の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年1月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成31年3月31日までを有効期間とする競争入札参加資格の認定については、第4条第1項第1号の改正規定、第4条第1項第4号の改正規定、第4条第1項第7号の改正規定及び第4条第1項第8号の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の静岡市建設工事入札参加資格者取扱要綱第4条第1項第2号及び第7号の規定は、有効期間が満了する日が令和3年3月31日以後である競争入札参加資格の認定に係る主観的事項の数値について適用し、有効期間が満了する日が同日前である競争入札参加資格の認定に係る主観的事項の数値については、なお従前の例による。